

補助対象期間についての考え方

1. 令和 6 年 3 月 31 日以前に賃借契約又は売買契約を締結した事業については、申請の対象外です。
2. 令和 6 年 6 月 1 日以降、令和 7 年 2 月 28 日までに開業ができない事業は申請の対象外です。
3. 令和 7 年 2 月 28 日までに工事等の実施と支払が完了していない経費は補助対象外です。
4. 交付の決定をした月(8 月を予定)より前に支払が完了した経費は補助対象外です。
5. 店舗貸借料は、交付の決定をした月以降の賃料、令和 7 年 2 月 28 日までに支払いのあったものが対象です。ただし、令和 7 年 4 月以降にかかる賃料は補助対象外とします。
6. 店舗改装費用は、開業より前かつ交付の決定をした月以降に工事が完了したものを対象とします。ただし、工事開始期間が交付の決定をした月より前である場合は、全工事期間のうち決定をした月以降に実施した部分を月単位で按分した費用のみを対象とします。
7. 備品購入費用は開業より前に購入し、かつ交付の決定をした月以降に納品されたものを対象とします。